

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年7月10日 (令和7年6月18日)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	加蘇地区 (野尻、加園、下久我、上久我)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	358.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	186.8 ha
② 田の面積	157.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	28.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	34.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	138.5 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	108.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	108.6 ha

(備考)遊休農地面積9.2ha(うち1号遊休農地0.7ha、2号遊休農地8.5ha)  
⑤は、加蘇地区内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- ・加園、野尻地区と久我(上下)に分けられる。いずれの地区も共通して鳥獣被害が多いことに加え、災害による影響も大きかった。加園・野尻地区の担い手耕作率は約4割と高い。久我地区のうち、下久我も基盤整備されている区域を中心に担い手の耕作率は高いが、上久我地区は、奥の集落ということもあり担い手集積率は低い。地域の営農継続のためにも担い手や規模拡大希望者等へ農地集積・集約化が必要である。
- ・担い手の減少が著しく、土地改良未整備地区では借り手がつかない。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・加園、野尻地区については、比較的担い手への集積率は高いことから、引き続き安定した営農が可能となるよう、鳥獣被害の対策に加え、地域の担い手への農地集積・集約化を図る。
- ・久我地区の山間部、特に畑については、地形的な問題から集積が困難な区域もある。圃場整備されている下久我の一部を中心に集積はある程度されているため、鳥獣被害の対策に加え、農地が適切に利用されるよう地域内外の担い手を中心に一層の集積・集約化を図る。
- ・土地改良未整備地区で担い手確保を検討する。
- ・大規模法人で耕作してくれるところを増やすために調整する。
- ・農作物の集約化が必要。そばの増産に取り組んでいく。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	38.6 %	将来の目標とする集積率	50 %
--------	--------	-------------	------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、226個所、平均62a(令和6年度時点)  
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

### (3) 基盤整備事業への取組

- ・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。
- ・水路、農道の整備、土地改良事業の拡大に取り組む。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
- ・小規模の体験型農業で地域外からの人を集めること。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策を、補助制度を活用して実施していく。
- ⑦草刈り等の保全管理は、多面的組織にお願いする。
- ⑥、⑩燃料代や大型機械導入など、国や県等の補助金獲得を目指す。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

#### 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

#### 6 目標地図(別添のとおり)

#### 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。